

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	鹿児島県
3. 市区町村名	南大隅町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-2-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.minamiosumi.lg.jp/soumu/kurashi/my-number/dokuji.html">http://www.town.minamiosumi.lg.jp/soumu/kurashi/my-number/dokuji.html</a>

執行機関名 南大隅町教育委員会

知事等(教育委員会)が行う私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	奨学資金の貸付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		南大隅町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第27の項 奨学資金の貸付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	南大隅町奨学資金貸付基金条例(平成18年条例第1号)第5条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。	(貸付けの対象等) 第5条 奨学資金は、有用な人材の育成に資するため、経済的理由により就学を困難とする者又は学業及び人物が優秀である者に対して貸付けるものとする。 2 鹿児島県立南大隅高等学校に在学する生徒で錦江町在住者を除く者とする。
⑦独自利用事務の関連規範		南大隅町奨学資金貸付基金条例(平成18年条例第1号) 南大隅町奨学資金貸付基金条例施行規則(平成18年教育委員会規則第2号)